## 相続税納税猶予適格者証明の提出書類

1 「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」証明願

< 2 部> < 2 部>

各筆の欄外に主要 作物名を鉛筆で

記入してください

「別表 特例適用農地等の明細書」

※証明願と別表の様式は、事前相談の上、窓口でお渡しします。

3 全部事項証明書 (土地登記簿謄本) (原本還付可\*) 3か月以内 <1部>

4 遺産分割協議書又は遺言書 (原本環付可\*)

<1部>

※相続登記が完了し、土地登記簿謄本で確認できる場合は必要ありません。

※添付できる遺言書は、公正証書遺言又は家庭裁判所の検認を受けた遺言に限ります。

※その他、相続関係の事実確認のため別途追加資料を求めることがあります。

5 土地・家屋総合名寄帳登録事項証明書等 (原本還付可\*) <1部>
※被相続人のもので、申請地が記載されているものをお願いします。

6 公 図(証明書)(原本還付可★)

<1部>

7 案内図(住宅地図に公図の形を図示したもの)

<1部>

8 【生産緑地地区が含まれる場合】

「納税猶予の特例適用の農地等該当証明書」(原本環付可★)

<1部>

⇒問合せ先:建築局都市計画課 ☎045-671-3510

9 委任状 (代理人が手続きされる場合、証明願の提出時に必要)

<1部>

★原本還付可:原本とコピー両方をお持ちいただければ、窓口で確認後に原本をお返しします。

## 注意事項

2

- 1 土地改良区内等で一時耕作地及び仮換地中の農地については、それぞれ「一時耕作地 証明」・「仮換地指定証明書」が必要です。
- 2 市街化区域内の農地は、相続時に生産緑地地区に指定されていることが必要です。
- 3 申請地の一部を、農業用倉庫など農地以外に使用している場合は、事前に公図上で場所を特定して図示し、その面積を除外してください。
- 4 申請できる農地は、被相続人の自作地のほか、被相続人が特定貸付け(農業経営基盤 強化促進法による利用権設定等)又は認定都市農地貸付け等(都市農地貸借法による 認定事業計画に基づく貸付け又は特定都市農地貸付け等)を行っていた農地で、相続 人が自ら耕作するか、特定貸付け又は認定都市農地貸付け等を行う農地に限ります。 ※詳しくは窓口にてご相談ください。
- 5 証明書を受け取る際は、1件につき300円の手数料と、証明願に記載されている住 所氏名等(代理人の場合は、委任状に記載されている住所氏名等)を照合できる顔写 真付きの本人確認書類を持参してください。
- 6 税務署への申請については、別途、税務署にご確認ください。

## その他

「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」等について

※相続税納税猶予制度の適用を受けている農地については、3年ごとに継続届を税務署に提出しなければなりません。提出の際には、添付書類として農業委員会が発行する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」等が必要になります。

⇒問合せ先:横浜市中央農業委員会事務局 2475・2476・2580・2581

## ご相談から証明書発行までの一般的な流れ

